

令和2年度（2020年度）  
千葉市食品衛生監視指導計画に  
基づく監視指導結果

千葉市保健福祉局医療衛生部

## 1 はじめに

千葉市では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し市民の健康保護を図るため、平成16年度から「千葉市食品衛生監視指導計画」を策定し、計画に基づく飲食店や食品製造施設、食鳥処理施設などの監視指導を行うほか、市内に流通する食品等<sup>※1</sup>の試験検査を行っています。

食品の放射性物質検査については、平成23年度から市内を流通する食品に対する検査を実施しており、これらの結果は、市のホームページで公開しています。

このほか、飲食店、食品製造施設などの監視指導や従来から実施している病原微生物、残留農薬、食品添加物など食品等の試験検査についても継続的に取り組み、食の安全性の確保に努めました。

※1 食品・添加物・器具及び容器包装をいいます。

## 2 監視指導の結果

### (1) 令和2年度の結果

飲食店などの食品営業許可を要する施設及び食品販売店や給食施設などの食品営業許可を要しない施設の合計 26,949 施設に対して、延べ 5,230 件の監視指導を実施しました。その結果、食品衛生法違反による処分や、施設等の不備事項の指導を表1のとおり実施しました。

なお、業種別の詳細については、[別添1](#)をご覧ください。

表1 監視指導結果総括表

	施設数	監視件数 (延べ)						始末書徴収等	指導票交付	口頭説諭
			告発	営業禁止	営業停止	改善命令	物品破棄命令			
総数	26,949	5,230	0	0	6	0	0	36	8	360
食品営業許可を要する施設	15,809	2,452	0	0	6	0	0	36	7	357
食品営業許可を要しない施設	11,140	2,778	0	0	0	0	0	0	1	3

### (2) 重点的に監視指導を実施した施設

ア 食品の取扱量や健康被害が起こったときの影響の大きさなどを考慮し、監視指導計画に基づき、表2のとおり重点監視指導施設に対して年1回以上の立入り検査を行い、従事者の衛生管理、施設の衛生管理、食品の取扱状況、食品の表示などを点検し、重点的な監視指導を行いました。

表2 重点監視指導施設

対 象 施 設	予定件数	実施件数
<b>食品製造施設</b> (パン・菓子などの製造工場、牛乳・乳製品の製造工場、ハム・ソーセージなどの食肉製品の製造工場、弁当の製造工場など)	398	84
<b>大規模食品取扱施設</b> (日常的に広く市民が利用するデパート、スーパーマーケット内で食肉、魚介類、そうざいなどを調理、販売する施設など)	1,239	637
<b>地方卸売市場内施設</b> (魚介類、野菜類など生鮮食料品を卸売する施設)	4,683	1,294
<b>大規模食鳥処理場</b> (養鶏場で育てられた鶏などを食肉に処理・加工する施設)	48	13
<b>給食施設</b> (大量に同一メニューを調理する学校給食センター、病院など)	259	14
<b>ふぐ営業認証施設*2</b> (飲食店でふぐ料理を提供する施設など)	79	26
<b>生食用食肉取扱施設及び牛の肝臓(レバー)取扱施設</b> (飲食店等で生食用食肉(牛の肉(内臓肉を除く))及び牛の肝臓(レバー)を加工・調理・提供する施設など)	143	55

※2 ふぐ営業認証施設とは、千葉県の条例に基づき保健所長の営業認証を受けた施設のことをいい、この営業認証を受けなければ千葉県内でふぐの処理はできません。

イ 大規模イベントにおける食品取扱施設

多数の来場者が予測され、多数の食品取扱施設が出店する大規模イベントが開催される際には、食品取扱施設に立入を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大規模イベントが中止になりました。

ウ 大規模食鳥処理場(1施設)では、監視指導のほか、令和2年度は7,391,628羽の食鳥検査を実施し、疾病等により242,852羽を全部廃棄処分し、50,695羽を一部廃棄処分としました(表3)。

表3 大規模食鳥処理場における食鳥検査結果

検査羽数	全部廃棄処分	一部廃棄処分
7,391,628羽	242,852羽	50,695羽

3 食品等の試験検査結果

市内に流通する食品145検体について、食中毒菌などの微生物、食品添加物、残留農薬、放射性物質などの検査を実施し、食品衛生法に違反する食品は確認されませんでした。なお、放射性物質の検査結果は、市ホームページで随時公表しています。

【千葉市内の流通食品の放射性物質検査結果】

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seikatsueisei/24kennsakekka.html>

表4 (参考) 放射性物質の基準値(放射性セシウム)の基準値(平成24年4月1日～)

食品の区分	基準値(ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

また、味や臭いがおかしい、異物が入っていたなど、消費者が疑問を感じ保健所に持ち込んだ食品6検体について、微生物検査などの検査を実施し、食品衛生法違反となる食品は確認されませんでした。検査結果については[別添2](#)をご覧ください。

#### 4 食中毒防止対策の実施

食中毒の発生を未然に防ぐため、表5のとおり対策を講じました。

表5 食中毒防止対策

対策の名称		主な内容
食品衛生 夏期対策 期間	食品、添加物等の夏期一斉取締り 7月1日～8月15日	○厚生労働省及び消費者庁が示す方針に基づき監視指導を重点的に実施
	食中毒予防強調月間 8月1日～8月31日	○食中毒予防パレードの実施 ○大規模調理施設の監視指導など
	その他 6月1日～9月30日	○衛生教育の強化 ○食中毒予防について市政だより、ホームページを利用した広報を実施
食中毒注意報、警報の発令 1 食中毒注意報 6月1日～9月30日 2 食中毒警報 8月7日～9月30日		○市関係施設に対する注意喚起など(千葉県と連携)
食鳥処理場清掃強調週間 7月13日～7月18日		○施設等の清掃、整備及び改善を指導
食品、添加物等の年末一斉取締り 12月1日～12月28日		○厚生労働省及び消費者庁が示す方針に基づき監視指導を重点的に実施

##### (1) 食品衛生夏期対策期間

###### ア 夏期における食品等の一斉取締り(7月1日～8月15日)

食中毒等の飲食に起因する事故が発生しやすい夏期に、厚生労働省及び消費者庁が示す指針に基づき、夏期一斉取り締まりを実施することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特段の重点監視指導項目を設けませんでした。

###### イ 食中毒予防強調月間(8月1日～8月31日)

厚生労働省からの通知に基づき、食品衛生管理の徹底とリスクコミュニケーションへの取り組みを充実させることを目的に、期間中、大規模食品取扱施設の監視指導の強化、市政だよりを用いた食中毒予防の普及啓発(8月1日号)、テイクアウトや宅配の増加に伴い必要な衛生管理の注意点をまとめたリーフレットの作成及び配布などを実施しました。

## (2) 食中毒注意報及び食中毒警報

千葉県や市関係機関と連携して、夏期における食中毒の多発が予想される時期に、食中毒注意報を発令しました。食中毒注意報発令後も、特に気温の高い日が連続した場合には、さらに食中毒の危険性が高いとして食中毒警報を発令し、食品関係営業者及び市民に対して注意喚起を行いました。

食中毒注意報の発令期間（6月1日～9月30日）

食中毒警報の発令期間（8月7日～9月30日）

## (3) 食鳥処理場清掃強調週間

7月13日～7月18日を期間とし、食鳥検査や収去検査、糞や羽毛の処理、悪臭の発生防止、ハエ、ねずみ等の衛生害虫の駆除、施設の整備や補修など、食鳥肉の衛生的な取扱いや施設の衛生管理に関する監視指導を強化し、食肉に起因する食中毒事故の防止を図りました。

## (4) 食品、添加物等の年末一斉取締り

多品目の食品が短期間に流通する年末に、厚生労働省及び消費者庁が示す方針に基づき、年末一斉取り締まりを実施することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特段の重点監視指導項目を設けませんでした。

## 5 食中毒等健康危害発生時の対応

食中毒の発生を探知した場合には、保健所が迅速かつ的確に原因究明調査等を行います。

その結果、食中毒の原因施設を特定した場合には、営業の停止等行政処分を行うとともに、処分期間に、施設の消毒や営業者等に対して衛生教育を実施するなど、再発防止に努めました。

令和2年度は、表6のとおり6件（患者数34人）の食中毒が発生し、食中毒の原因施設へは、営業停止の行政処分を行い、報道機関へ公表するとともに、市ホームページ上に掲載し、市民及び食品等事業者への注意喚起に努めました。

表6 食中毒発生状況（行政処分順）

	発生日	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	措置等
		(死亡者)				
1	5月16日	9 (0)	キャベツのしそ和え	サルモネラ属菌 O8群	飲食店営業	営業停止 3日間
2	6月7日	4 (0)	令和2年6月5日に当該施設で調理、提供された食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業	営業停止 3日間
3	7月28日	17 (0)	豚肉ガーリックソテー 揚げ茄子の土佐煮 小松菜の和え物	黄色ブドウ球菌 エンテロトキシン A 型 コアグラージェⅦ型	飲食店営業	営業停止 3日間
4	11月6日	1 (0)	令和2年11月6日に当該施設で提供された飲料水	塩素系漂白剤	飲食店営業	営業停止 2日間
5	12月6日	2 (0)	令和2年12月4日に当該施設で調理、提供された食事	カンピロバクター・コリ	飲食店営業	営業停止 3日間
6	2月22日	1 (0)	刺身（刺身定食）	アニサキス	飲食店営業	営業停止 1日間
合計6件		34 (0)				

## 6 市民、食品等事業者との情報及び意見の交換

講習会等を実施するほか、市ホームページに食品衛生情報を掲載し、市民等に対する情報提供に努めました。

### (1) 講習会

食品等事業者や消費者等に対して講習会を延べ21回471人に対して実施し（表7）、食品衛生に関する情報提供や知識の普及啓発を行いました。

食品等事業者に対しては、施設への立入検査時に指導を行い、HACCP(危害分析重要管理点)の概念の普及啓発、記録の作成や製品の自主検査の実施など、自主的衛生管理体制の確立の推進に努めました。

表7 講習会内訳

	回数	受講者数
食品等事業者	20	349
消費者	0	0
その他	1	122
合計	21	471

### (2) 意見交換等

令和3年1月1日から2月5日まで、令和3年度(2021年度)の食品衛生監視指導計画（案）についてのパブリックコメント手続<sup>※3</sup>を実施しました。

※3 パブリックコメント手続とは、市の重要な政策の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民からの意見の提出を求め、その意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手段をいいます。

パブリックコメント手続の結果、10件の意見が寄せられました（表8）。

表8 パブリックコメント手続で寄せられた意見件数

項目	意見数
実施体制に関する事	2件
食中毒防止対策に関する事	1件
食中毒等健康危害発生時の対応に関する事	1件
食品等事業者による自主的衛生管理の推進に関する事	2件
市民、食品等事業者への情報提供及び意見の交換に関する事	2件
食品衛生に携わる人材の養成及び資質の向上に関する事	1件
計画以外に対する意見	1件
合計	10件

### (3) 情報提供

市ホームページへの食品情報の掲載やリーフレット配布等により、情報提供に努めました。

#### ア ホームページ掲載

- 食品の放射性物質検査結果
- 監視指導計画実施結果（概要版、詳細版）
- 違反者公表（食中毒事件）
- 食品の自主回収情報
- 国、県からの通知に基づく注意喚起
- 食品衛生夏期対策期間実施

#### イ 記者発表（資料提供）

- 食中毒事件

#### ウ 違反者の告示

- 食中毒事件

#### エ 食中毒注意報・警報発令

- 食中毒注意報（6/1～9/30）
- 食中毒警報（8/7～9/30）

#### オ リーフレット等配布

- 監視指導計画
- 食中毒予防の普及啓発
- ノロウイルス食中毒予防
- 手洗い手順

## 7 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進

日常の監視指導や定期的な立入検査時、収去等の検査結果書の交付時、衛生講習会等さまざまな機会を通じて、自主的衛生管理の重要性、食品衛生責任者等の設置、その他法令の遵守についての普及啓発を行いました。

また、市が委嘱した市内食品営業者等からなる食品衛生推進員が食品等取扱施設の巡回指導を実施しました。（延べ活動人数78人、延べ巡回施設数1,053件）

## 8 食品衛生行政に携わる人材の養成及び資質の向上等に関する事項

### (1) 調査研究

食品衛生に関する調査研究を行い、その成果を研修会や学会等の場で発表しました（表9、表10）。

また、監視指導等の結果、得られた知見や特異事例などの調査研究を行いました。

表9 発表演題（保健所食品安全課）

No.	演題名	発表先等
1	輸入菓子から表示にない食用黄色4号が検出された事例について	令和2年度全国食品衛生監視員研修会

表10 発表演題（環境保健研究所健康科学課）

No.	演題名	発表先等
1	イベント会場で販売された弁当が原因と推定された黄色ブドウ球菌による食中毒事例について	令和2年度（第59回）千葉県公衆衛生学会（書面）
2	表示にない着色料が輸入菓子から検出された事例について	令和2年度（第59回）千葉県公衆衛生学会（書面）

## （2）職員に対する研修

食品衛生等に関する専門的知識や新たな検査技術の習得を図るために、内部研修を行なうとともに、各種学会、厚生労働省や千葉県主催の各種研修会や各種機器分析セミナーに積極的に参加しました。なお令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの研修が中止または書面等による開催となりました。

### ア 研修会

No.	研修会名	主催
1	令和2年度生活衛生業務等担当者会議※	千葉県
2	食品衛生法の改正等に伴う食品衛生監視員研修	
3	令和2年度HACCP指導者養成研修会	厚生労働省
4	令和2年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会※	
5	令和2年度全国食品衛生監視員研修会※	
6	全国食品衛生監視員協議会第60回関東ブロック研修大会※	長野県
7	全国市場衛生検査所協議会関東ブロック研修会※	全国市場食品衛生検査所協議会関東ブロック協議会
8	食品衛生検査及び家庭用品に係るGLP講習会※	千葉市
9	病原体等検査に係る安全管理研修会※	
10	千葉市食品衛生研究協議会発表会※	
11	希少感染症診断技術研修会※	国立感染症研究所

※新型コロナウイルス感染症の拡大により Web または書面による開催

### イ 学会等

- （ア）全国市場食品衛生検査所協議会
- （イ）全国市場食品衛生検査所協議会関東ブロック協議会
- （カ）地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部理化学研究部会※
- （キ）千葉県公衆衛生学会※
- （ク）日本食品衛生学会※
- （ケ）全国衛生化学技術協議会※

※新型コロナウイルス感染症の拡大により Web または書面による開催



## 9 監視指導等の実施体制

### (1) 市役所庁内関係部局との連携

平成8年度から、食に関係する市役所庁内各部局が食の安全確保に関する施策を総合的、効果的に推進することを目的とした「食の安全連絡協議会」を市役所庁内に設置しており、その議事を補佐する「食の安全連絡協議会推進部会」を毎年1回開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、開催を中止しました。

### (2) 消費者庁及び他の関係機関との連携

食品衛生法に基づく表示の基準について、食品等の表示の適正を確保する観点から毎年消費者庁の方針に従い、夏期、年末の一斉取締り期間に適正表示等に関する監視指導及び、食品等の収去検査を実施しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特段の重点監視指導項目を設けませんでした。

不適正な食品表示に関する対応を迅速かつ円滑に実施することを目的とし、千葉県内の表示に係る関係機関からなる千葉県食品表示監視協議会が平成20年に設置されました。

令和2年度の千葉県食品表示監視協議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催が見送られました。